

## 暴力等根絶相談窓口運用規則制定(案)

加筆 \_\_\_\_\_ 修正 ; \_\_\_\_\_ 削除 ; \_\_\_\_\_

暴力根絶相談窓口設置規程（現行）	暴力等根絶相談窓口運用規則（制定案）	備考
<p>第1条（趣旨） 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）内に設置する暴力根絶相談窓口に関する事項について定める。</p> <p>第2条（目的） 本規程は、本協会定款第2章第3条及び第4条に規定する目的及び事業の遂行のため、サッカーの活動現場における組織的または個人的な暴力行為の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。</p> <p>第3条（窓口の設置） 暴力行為の通報相談を受け付けるため、次の暴力根絶相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。 住所：東京都文京区サッカー通り JFA ハウス内 電話番号：03-3830-1823（開設時間：平日9時30分～18時） FAX：03-3830-1814</p> <p>第4条（窓口の利用方法） 1. 窓口の利用方法は、電話、Fax 及び面会とする。 2. 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、その周知徹底をはかるものとする。 3. 窓口では、窓口利用者の秘密保持に配慮の上、窓口利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、窓口利用者に対する</p>	<p>（目的） 第1条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、本協会の定める「内部通報者保護規程」に基づき設置した「暴力等根絶相談窓口」の運用の方法等について、「暴力等根絶相談窓口運用規則」（以下、「本規則」という。）を定める。</p> <p>（対象者） 第2条 本規則の対象者は、次の団体及び個人とする。 （1）本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等） （2）本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。） ① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 各種の連盟 ④ 関連団体 ⑤ Jリーグ （3）本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む） （4）本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。） ① 選手 ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者） ③ 審判員 ④ 審判指導者 ⑤ 加盟団体又は加盟チームの代表者 ⑥ 加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者 （5）その他のサッカー関係者</p>	

不利益な取り扱いがなされないよう取り進めることを説明する。

4. 窓口利用者は、通報相談内容に係る事実について、被通報者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な証拠を示して行うよう努める。
5. 通報相談内容が匿名であっても、通報相談内容が事実であると信じるに足りる相当な証拠が示される場合については、可能な限り調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
6. 本協会は、窓口利用者の連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

#### 第5条（対応事項）

1. 窓口で対応する事項は、サッカーの活動現場における暴力行為とする。但し、係争中のものは除く。
2. 前項による暴力行為とは、直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等とする。
3. 本協会加盟団体に通報窓口及び対応委員会等が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び、検討の結果、本協会として事実調査に取り組みないと判断した場合は、その旨理由を付して窓口利用者に通知する。
4. 前項により、本協会加盟団体に対応を求めた場合は、本協会は当該加盟団体に対して、その結果の報告を求めるものとする。
5. 通報相談内容の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報相談内容に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。

#### 第6条（協力要請）

1. 本協会は、通報相談内容の事実関係の調査に際して、本協会加盟団体その他の第三者の協力が必要な場合には、当該加盟団体その他の第三者に対し、窓口への協力を要請する。
2. 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報相談内容に関する事実を秘密として保持しなければならない。

（通報窓口）

第3条 前条に定める対象者は、次の暴力等根絶相談窓口（以下「窓口」という。）に通報を行うことができる。

住所：東京都文京区サッカー通り JFA ハウス内

電話番号：03-3830-1823 （開設時間：平日 10 時～15 時）

FAX：03-3830-2005

（通報の対象行為）

第4条 通報の対象行為は、サッカーの活動現場における暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等）等とする。但し、係争中のものは除く。

2. 本協会加盟団体に窓口及び対応委員会が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び本協会として事実調査に取り組みないと判断した場合は、その旨を通報者に通知する。

（通報者の責務）

第5条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

（窓口の担当者等の責務）

第6条 窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報の受付）

第7条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2. 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。
3. 窓口への通報方法は、電話及び Fax とする。
4. 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、その周知徹底を図るものとする。
5. 窓口通報者は、通報相談内容に係る事実について、被通報者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足

#### 第7条（調査方法）

1. 窓口は、事実調査にあたり、窓口利用者の秘密を守り（情報の開示について窓口利用者の同意が得られた場合を除く）、遅延なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
2. 窓口は、調査の進捗状況について、必要がある場合には、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、窓口利用者に適宜、通知するとともに、調査結果についても、実務上可能な限り速やかにとりまとめ、窓口利用者へ通知する。

#### 第8条（是正措置）

1. 本協会は、調査の結果、暴力行為が明らかになった場合には、本協会加盟団体、その他の団体への指導等の適切かつ相当な是正措置をとるものとする。
2. 本協会は、前項の是正措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに窓口利用者に対し、是正措置の内容を遅延なく通知する。

#### 第9条（窓口利用者の保護）

1. 本協会は、窓口利用者が窓口を利用したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
2. 本協会は、窓口利用者が窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を執り、もしくは本協会加盟団体にこれを取らせるものとする。但し、窓口利用者が、かかる取り扱いについて同意している場合を除く。

#### 第10条（個人情報の保護）

本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、本規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

りる相当な証拠を示して行うよう努める。

6. 通報相談内容が匿名であっても、通報相談内容が事実であると信じるに足りる相当な証拠が示される場合については、可能な限り調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
7. 本協会は、窓口通報者の連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

（通報内容の記録・保管）

第8条 窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、連絡先、通報相談内容及び証拠等を記録し、5年間保管しなければならない。

（当事者の個人情報の保護）

第9条 窓口の担当者、担当者から調査を依頼された者、その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を開示してはならない。

2. 本協会は、窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。

3. 前二項にかかわらず、本規則に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で当事者の個人情報を開示しなければならない場合については、この限りではない。

（協力要請）

第10条 本協会は、通報相談内容の事実関係の調査に際して、本協会加盟団体その他の第三者の協力が必要な場合には、当該加盟団体その他の第三者に対し、窓口への協力を要請する。

2. 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報相談内容に関する事実を秘密として保持しなければならない。

（通報に基づく調査）

第11条 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。

第 11 条 (是正措置後の対応)

1. 本協会は、是正措置の終了後、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

2. 本協会は、窓口利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱や嫌がらせが行われてないかを確認する等、窓口利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

第 12 条 (公表)

本協会は、窓口利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報相談内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

第 13 条 (規程の変更)

本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附則 本規程は 2013 年 6 月 7 日から施行する。

2. 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

3. 通報者及び通報対象者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第 1 2 条 窓口の担当者は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した団体のウェルフェアオフィサー等に依頼する。

2. 窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに所属長に報告するものとする。また、通報内容について速やかに関係団体に調査を依頼し、その調査結果を所属長に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第 1 3 条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

(調査結果に基づく対応)

第 1 4 条 本協会は、調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合には、当該行為者、当該加盟団体等への懲戒処分、再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。

2. 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに窓口通報者に対し、当該措置の内容を遅滞なく通知する。

3. 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4. 本協会は、窓口通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報相談内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第 1 5 条 本協会は、通報者が窓口に通報したことを理由として、通

報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

2. 本協会は、窓口通報者が窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本協会加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、窓口通報者が、かかる取り扱いについて同意している場合を除く。

3. 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本協会は当該行為を中止させるとともに、諸規程に基づき当該行為者及び当該加盟団体等への懲戒処分等を検討するものとする。

4. 本協会は、窓口通報者に対し、利用したことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われてないかを確認する等、窓口通報者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(懲罰等)

第16条 本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)

第17条 本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

## 附 則

(施行期日)

第18条 本規則は、2017年1月1日から施行する。

第19条 本規則の施行に伴い、暴力根絶相談窓口設置規程（2013年6月7日施行）は廃止する。